

健康保険の取り扱いについて

■ 健康保険で治療を受けられる方の条件

- ① 神経痛、リウマチ、腰痛症、五十肩、頸腕症候群、頸椎捻挫後遺症、その他これらに類似する疾患のある方
- ② 現在治療を受けているかかりつけ医の同意書または診断書が得られる方
- ③ 月2回以上の治療を3ヶ月以上継続して受けられる方

上記の全てに該当する方は、**500円**で保険治療が受けられます。

※料金は保険自己負担と実費の合算になります。

■ 健康保険で在宅治療を受けられる方の条件

- ① 上記の健康保険で治療を受けられる方の条件を満たしている方
- ② 歩行困難等のやむを得ない事情で一人での外出が制限されている方
- ③ 当院より直線距離で16km以内に住居のある方
- ④ 在宅治療のできる住居環境のある方

上記の全てに該当する方は、**500円（出張料込）**で在宅治療が受けられます。

※料金は保険自己負担と実費の合算になります。

上記②に該当しない方は、当院からの距離に応じて別途出張料2,000円をいただきます。

鍼灸施術助成金について

■ 長崎県後期高齢者医療保険に加入の方が対象

- ◇ 鍼灸施術1回につき**700円の助成金**が支給されます。
- ◇ 1ヶ月に5回以内（1日1回まで）

■ 長崎市国民健康保険に加入の方が対象

- ◇ 鍼灸施術1回につき**700円の助成金**が支給されます。
- ◇ 1ヶ月に5回以内（1日1回まで）

※健康保険が適用される方は助成金支給の対象になりません。

※他の治療院での治療回数も1ヶ月の治療回数に加算されます。